

第47号議案

島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部を改正する条例

島根県畜産技術センター分析等手数料条例（平成17年島根県条例第84号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は」を「、」に改め、「性判別」の次に「又は牛の遺伝子型の検査」を加える。

別表3の表の次に次の1表を加える。

4 牛の遺伝子型の検査

区 分	金 額
遺伝性疾患の保因判定	1件につき 2,110円

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。